

平成22年8月23日

各位

衆議院議員 階 猛

検察審査会の状況と小沢前幹事長の代表選出馬の関係について

小沢前幹事長の政治資金規正法問題については、東京第5検察審査会（以下「第5検審」という。）で本年4月27日に起訴相当議決、翌月21日に検察の再度の不起訴処分がなされ、現在、第5検審による再審査が行われている。この審査で11人中8人以上が賛成して起訴すべき旨の議決（以下「起訴議決」という。）がなされれば、裁判所が指定する弁護士による起訴、いわゆる強制起訴となる。

しかし、かかる第5検審をめぐる状況は、実質的に首相を決める民主党代表選挙に小沢前幹事長が出馬することの判断に影響を及ぼす要素ではない。強制起訴の可能性あることを理由に小沢前幹事長が代表選挙に出馬すべきでないとする見解は、議会制民主主義の観点からも極めて不適切と言わざるを得ない。以下、理由を述べる。

(1) 検察が2度にわたって不起訴処分を行ったこと

本件については、第5検審は起訴相当の議決を行ったが、それを受けて検察が再捜査を行った結果、2度目の不起訴処分を行ったことで第5検審が当初下した起訴相当の判断は否定された。第5検審が検察の再度の不起訴処分について審査し、11人中8人以上の多数により起訴議決を出す可能性が完全には否定されないにせよ、少なくとも現時点では、公訴権を行使する国家機関たる検察が、第5検審の起訴相当議決後も再度不起訴処分とした判断を尊重するのが当然である。

(2) 強制起訴に至ったとしても「無罪の推定」が強く働くこと

万が一、第5検審が再審査を行った結果、起訴議決を出したとしても、2度にわたって不起訴処分とした検察の判断そのものが覆るわけではない。検察の不起訴処分とは別個に、裁判所が指定する弁護士によって起訴手続が行われ、裁判所に最終判断が委ねられるに過ぎない。

この場合、第5検審の起訴議決は、「犯罪事実が認められる」との積極的な判断を示すものではない。一般人の審査員が検察の判断を納得できないとして「事件を検察限りの判断で終わらせず、公開の法廷で審理した上で裁判所が判断すべき」という、いわば結論を先送りさせる判断を示したに過ぎないのである。よって、起訴議決による強制起訴の場合は、検察の起訴に比べて「無罪の推定」が一層強く働く。

検察自らが起訴を行った場合においても、本来は「無罪の推定」が尊重されるべきであるが、99%を超える有罪率の下で事実上、「無罪の推定」は機能していない。しかし、強制起訴の場合は、検察が2度にわたって不起訴処分としている以上、検察起訴よりも有罪の可能性が著しく低く、「無罪の推定」が一層強く働くのは当然である。

(3) 検察審査会には首相就任の拒否権を持たせるべきでないこと

仮に、本件のような場合において、強制起訴の可能性のあることを理由に被疑者たる国会議員が首相になる資格を否定されるのであれば、検察審査会が最初の審査で起訴相当議決を出すだけで、(それを受けた再捜査の結果、検察が再度不起訴処分に行っているにもかかわらず、)当該国会議員の首相就任の道を閉ざすことができる。

起訴相当議決にそのような政治的効果を認めることは、ある時点で特定の検察審査会に所属する11人の審査員に対し、被疑者たる国会議員の首相就任の拒否権を与えるのに等しい。それは、議会制民主主義の否

定につながるだけでなく、検察の不当な権限行使の抑制を図るという検察審査会制度の趣旨からも逸脱している。一般からくじで選ばれた審査員にとっても、そのような強大な権能を自らが行使する自覚はないはずである。

(4) 首相就任後に強制起訴されても職務遂行に支障がないこと

小沢前幹事長が新代表に選出され新首相に任命された後に強制起訴がなされた場合、刑事被告人の立場に立たされることで首相の職務遂行が困難になることを懸念する声もある。

しかし、(2)で述べたように、強制起訴では検察に起訴された場合以上に「無罪の推定」が強く働くのであるから、首相として職務の遂行を継続することの支障とはならない。しかも、憲法75条は、国务大臣（首相を含む）の在任中は、検察起訴の場合であっても内閣総理大臣の同意なくして刑事訴追できない旨定め、首相をはじめ、各閣僚の職務遂行が妨げられないよう配慮している。検察審査会の起訴議決に基づく強制起訴の場合、検察起訴の場合以上に首相の職務遂行は保障されると解され、強制起訴後に引き続き首相が職務を遂行することは憲法上も問題がない。

以 上